関東地区土地政策推進連携協議会規約

（名称）

第１条　本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（活動）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

一　所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援

二　所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援

三　地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援

四　前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築

五　前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

（構成員）

第４条　本会の構成員は、別表１及び別表２のとおりとする。

（会長）

第５条　会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。

２　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

３　会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。

（幹事）

第６条　幹事は、会長が指名するものとし、任期は２年とする。

２　幹事は、第８条第４項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。

（総会）

第７条　総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表１に掲げる構成員をもって構成する。

２　通常総会は、年１回開催する。

３　臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
４　会長が必要と認めるときは、別表１に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。
５　総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。
６　本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

（幹事会）
第８条　総会の下に幹事会を置く。
２　幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
３　幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。
４　幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
一　本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
二　総会に提出する事案に関する事項
三　総会が幹事会に委任した事項
四　前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項
５　幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。
６　分科会等の運営については、別に定める。

（事務局）
第９条　本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。
２　事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
３　事務局は、本会運営の事務を行う。

（その他）
第１０条　本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
本規約は、平成３１年２月５日から施行する。
附　則
改正後の規約は、令和４年５月１７日から施行する。
附　則
改正後の規約は、令和４年７月２６日から施行する。
附　則
改正後の規約は、令和５年５月１６日から施行する。

別表１

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員）

○会　　員　　国土交通省関東地方整備局
法務省東京法務局
財務省関東財務局
農林水産省関東農政局
林野庁
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
山梨県
長野県
さいたま市
千葉市
横浜市
川崎市
相模原市

○協力会員　　関東弁護士会連合会
関東ブロック司法書士会協議会
埼玉県行政書士会
埼玉土地家屋調査士会
関東甲信不動産鑑定士協会連合会
公益社団法人　東京都不動産鑑定士協会
一般社団法人　日本補償コンサルタント協会関東支部
公益社団法人　埼玉県宅地建物取引業協会
公益社団法人　全日本不動産協会東京都本部
茨城県行政書士会
栃木県行政書士会
群馬県行政書士会
東京都行政書士会

神奈川県行政書士会
山梨県行政書士会
長野県行政書士会

別表２

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

○特別会員　茨城県内の市町村
栃木県内の市町村
群馬県内の市町村
埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
千葉県内の市町村（千葉市を除く。）
東京都内の市区町村
神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
山梨県内の市町村
長野県内の市町村